明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二四一）　二
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四二）　二
○地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二四三）　三

〔告　示〕
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人富山県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（国家公安委三四）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人岐阜県暴力追放推進センターから代表者変更の届出があった件（同三五）　四
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から代表者変更の届出があった件（同三六）　四
○日本国に帰化を許可する件（法務一三〇）　四
○ネパール政府に対する贈与に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（外務三一〇）　五
○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同三一一）　五
○保安林の指定をする件（農林水産一四七五～一四八〇）　五
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が決定された件（防衛一六九）　六
○道路に関する件（東北地方整備局一二四～一二六）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同一二七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局二三六）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局六一、六二）　八
○道路に関する件（中部地方整備局一〇〇～一〇二）　九
○道路に関する件（中国地方整備局五四）　九

〔人事異動〕
内閣　警察庁　最高裁判所

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示（中部近畿産業保安監督部）　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
登録小型船舶教習所の登録に関する公示（関東運輸局）　一〇
登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示（同）　一〇
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（北陸信越運輸局）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
国土調査の成果の認証の公告（同）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
司法書士懲戒処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、承認援助関係　一一
会社その他　二六

本号で公布された法令のあらまし

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二四一号）（金融庁）

金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第五九号）の施行期日は、令和二年八月一四日とすることとした。

◇金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四二号）（金融庁）

1　新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る特例等

(一)　経営強化計画の記載事項（附則第一四条、第一六条及び第一九条～第二一条関係）

(1)　新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が提出する経営強化計画について、次に掲げる事項を記載することとした。

イ　剰余金の処分の方針

ロ　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(2)　当事者に新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が含まれる金融組織再編成を行う金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が提出する経営強化計画について、次に掲げる事項を記載することとした。

イ　経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

ロ　当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が株式等の引受け等の申込みをするときは、(1)イ及びロに掲げる事項

(3)　協同組織中央金融機関を経由して国の資本参加が行われる場合において、新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画について、(1)イ及びロに掲げる事項を記載することとした。